

あだち広報

下水道
特集号

第1094号
7/20
1995年 平成7年



●発行/東京都足立区 千120 足立区中央本町1-17-1 ☎03(3882)1111代
●編集/土木部都市計画事業担当部長付下水道課



舎人五丁目付近 神領堀

下水道は重要な都市施設

「下水道完全普及まであと一歩」

下水道は、私たちが健康で文化的な生活を送るために欠くことのできない大切な都市施設です。

足立区は、東京都と共に昭和48年度から下水道整備を重点的に進めてきましたが、平成7年3月末の区内の普及率は97%になりました。

また、浸水対策面で重要な役割を担う熊の木ポンプ所が平成5年12月に運転を開始し、足立区西部地域では、現在、宅地や道路の雨水を下水道管に取り入れるための工事を進めています。同時に、道路わきにある水路を、親水水路や緑道などとして再生させ、「ときめき ゆとり 水辺のまち 足立」の実現に取り組んでいます。

足立区は、区内のすべての地域が快適で安心して生活できるまちとなることを目指して、今後とも下水道の100%普及促進に努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

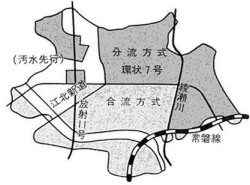
早く水洗便所が使えるように

足立区の下水道方式には合流式と分流式とがあります。合流式とは、雨水と家庭から出る汚水を1本の下水道管に、分流式とはそれぞれを別々の下水道管に流す方式です。ただし、分流式地域でも、足立区の西部地域については汚水先行方式を採用しています。

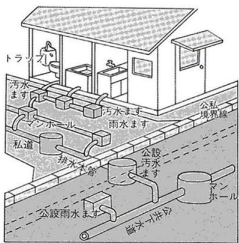
汚水先行方式は、汚水管と雨水管を同時に

に道路に埋設しますが、当面は汚水管のみを使用して水洗便所の利用を可能にし、雨水管は熊の木ポンプ所の完成にあわせて使用するという整備方式です。したがって、熊の木ポンプ所の一部運転開始により、この地域でも分流式に切りかえるため雨水を取り入れる工事を計画的に行っています。

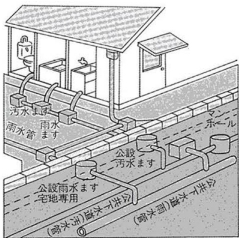
●分流式と合流式の区域



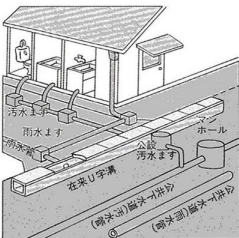
●合流式の配管



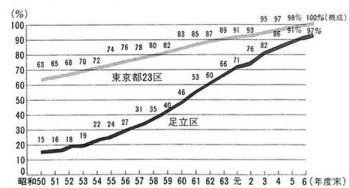
●分流式の配管



●分流式(汚水先行式)の配管



●公共下水道普及率の推移



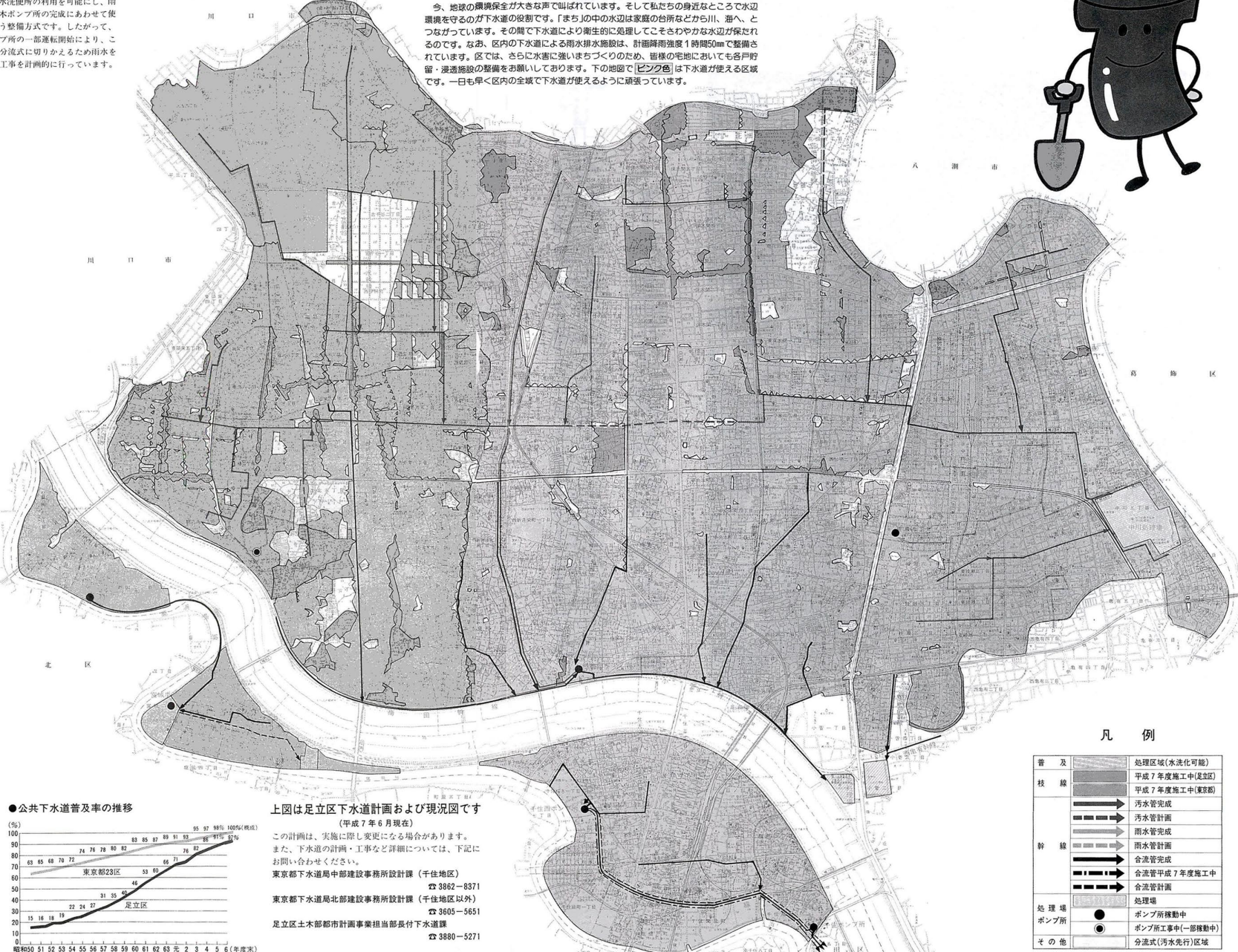
上図は足立区下水道計画および現況図です

(平成7年6月現在)
この計画は、実施に際し変更になる場合があります。また、下水道の計画・工事など詳細については、下記にお問い合わせください。

東京都下水道局中部建設事務所設計課 (千住地区) ☎ 3862-8371
東京都下水道局北部建設事務所設計課 (千住地区以外) ☎ 3605-5651
足立区土木部都市計画事業担当部長付下水道課 ☎ 3880-5271

あなたに、快適な環境を運びます

今、地球の環境保全が大きな声で叫ばれています。そして私たちの身近なところで水辺環境を守るのが下水道の役割です。「まち」の中の水辺は家庭の台所などから川、海へ、とつながっています。その間で下水道により衛生的に処理してこそさわやかな水辺が保たれるのです。なお、区内の下水道による雨水排水施設は、計画降雨強度1時間50mmで整備されています。区では、さらに水害に強いまちづくりのため、皆様のお宅においても各戸貯留・浸透施設の整備をお願いしております。下の地図で「ピンク色」は下水道が使える区域です。一日も早く区内の全域で下水道が使えるように頑張っています。



凡例

普及	処理区域(水化可能)
枝線	平成7年度施工中(足立区)
	平成7年度施工中(東野郡)
幹線	汚水管完成
	雨水管計画
	雨水管完成
	合流管計画
	合流管完成
	合流管平成7年度施工中
処理場	● 処理場
	● ポンプ所稼働中
ポンプ所	● ポンプ所工事中(一部稼働中)
	○ 分流式(汚水先行)区域
その他	

*お願い 大雨の際の「ますブタのずらし」は、歩行者がつかずいたりして危険です。フタを開けないでください。

公共下水道ができたら……

下水道が使えるようになりますと、その区域は水洗化できる区域として、東京都公報に告示されます。そして各家庭には東京都下水道局からチラシでお知らせします。同時に、下水道料金を負担していただくようになります。

水洗化できる区域のみなさんには、告示後3年以内に、くみ取り便所を水洗トイレに改造していただくかなければなりません。

これらの改造工事を行うには、相当の費用がかかります。

そこで、足立区および東京都では、水洗化の普及促進を図りみなさんの負担を少なくするため、助成や融資あっせん制度を設けています。

工事は下水道局が指定する工事店に

さあ工事をしましょう

あなたのお住まいは？

〈公道に面している〉

下水道
公道

〈私道に面している〉

下水道
公道
私道

公共下水道につなぐ私道の下水道工事をしましょう

- 私道排水設備助成制度
- 私道整備助成制度
- 水洗化設備資金融資あっせん利子補給制度

宅地内の工事をしましょう

あなたのお住いのトイレは？

〈浄化槽〉
浄化槽の廃止工事をしましょう

便器はそのまま使えます。浄化槽の処理と、宅地内の排水工事が必要です。

水洗化設備資金融資あっせん利子補給制度

〈くみとり〉
水洗化工事をしましょう

便器の交換と宅地内の排水工事が必要です。

水洗化設備資金融資あっせん利子補給制度
東京都の水洗便所助成制度

助成・融資制度をご利用下さい

足立区土木部計画調整課助成係へ

☎ 03(3880)5208

私道排水設備助成制度

私道を利用している家庭では、下水を公共下水道に流すため私道に排水設備が必要になります。この排水設備をつくる場合一定の条件のもとに区から助成金が受けられます。

条 件	助 成 額
<ul style="list-style-type: none"> 幅員が、1.2m以上の私道であること。 2戸以上が共同して排水設備をつくること。 区の基準でつくること。 くみ取り便所(し尿浄化槽を含む)をただちに水洗式トイレに改造すること。 処理区域となった日から3年以内に申請するものであること。 	区算定工事費に下記の助成率を乗じて得た額 <ul style="list-style-type: none"> 合流式下水道に接続する排水設備は 85% 分流式下水道に接続する排水設備に雨水排水設備として、雨水管を設置する場合 90% 側溝を設置する場合 85% 既設側溝を使用する場合 80%

私道整備助成制

私道の簡易舗装を希望する方は工事費の助成が受けられます。

条 件	助 成 額
幅員が、1.2m以上の私道で利用戸数が2戸以上であること。	区算定工事費に下記の助成率を乗じた額 <ul style="list-style-type: none"> 道路の両端が公道に接しているもの。90% 道路の一端が公道もしくは幅員1.2m以上の私道に接しているもの。80% 学校、保育所等の公共施設に通ずるものうち、適当と認められるもの。95%

水洗化設備資金融資あっせん利子補給制度

水洗化工事(水洗便所への改造、浄化槽の切り替え、排水設備の設置)にあたり、資金を一時的に支出するのが困難な方に対して、区では一定の条件のもとに融資あっせんを行い、利子の一部を負担します。

条 件	融 資	そ の 他
1. 資金を一時に支出することが困難であるが借入金の分割返済能力があると認められること。 2. 区内に在住し区内で工事すること。 3. 特別区民税を滞納していないこと。 4. 連帯保証人がいること。(現にこの融資の連帯保証をしていないこと。)	1. 5万円以上35万円以内(ただし2家屋以上まとめて水洗便所に改造する方は70万円以内) 2. 元金均等割賦返済36カ月以内 3. 年利4.9%(うち利用者負担1.7%) 4. 区取扱金融機関にあっせん	1. 都の水洗便所助成を受けている方は、この金額を減じた額が対象となります。 2. 非課税世帯の方には4.9%の利子を負担します。

東京都下水道局 北部第一管理事務所 業務課へ

☎ 03(5680)6334

東京都の水洗便所助成制度

くみ取り便所を水洗化する場合に、東京都から次のような助成金が受けられます。(必ず工事をする前に申請してください。手続は工事店が代行します。)

助成金の種類	受 け ら れ る 要 件	助 成 額
一般助成	<ul style="list-style-type: none"> 水洗化できるようになって3年以内 世帯全員の総所得金額が481万円未満の世帯 	60,000円
特別助成	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護世帯と住民税非課税世帯のうち生活にお困りになっていると認められる世帯 	390,000円以内

下水道の埋設位置等の調査など	☎ 5320-6618	東京都下水道局施設管理部 管路管理施設情報管理係 (新宿都庁第二本庁舎5階)
下水管が詰まったとき・埋設位置など	千住地区 ☎ 3803-4211 千住地区以外 ☎ 3855-7411	東京都下水道局 荒川出張所 荒川区荒川18-25-1 東京都下水道局 足立出張所 足立区西伊興1-2-23
下水道料金については	☎ 5680-6331	
排水設備工事(告示)については	☎ 5680-6332	東京都下水道局北部第一管理事務所 業務課
水質規制については	☎ 5680-6333	葛飾区小管1-2-1
助成金については	☎ 5680-6334	

申請手続きは、必ず工事着工前にしてください。